レンタカー貸渡約款

株式会社フューチャーラボ

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人(運転者を含む。以下同じ。)に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 貸渡契約

(予約)

第2条 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、約款及び別に定める料金表に同意のうえ、レンタカー申込書または当社が指定する形式によりあらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受時間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

- 2 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。
- 3 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という。)の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとします。
- 4 第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

(貸渡契約の締結)

第3条 当社は、貸渡できるレンタカーがない場合又は貸受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申し込みにより貸渡契約を締結します。なお、当社は貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証以外の身元を証明する書類の提示を求め、運転免許証及び提示された書類の写しをとることがあります。

2 貸渡契約の申し込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとします。

3 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けます。

(貸渡契約の成立等)

第4条 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡しとたきに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金に充当されるものとします。

- 2 当社は、事故、盗難、その他当社の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー(以下「代替レンタカー」という。)を貸渡すことができるものとします。
- 3 前項により貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなる時は、予約した車種の貸渡料金のよるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。
- 4 借受人は、第2項による代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

(貸渡契約解除)

第5条 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

- (1) この約款に違反したとき
- (2) 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
- (3) 第9条各号に該当することになったとき。
- 2 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不可となった場合には、第22条第3項のよる処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

(不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

第6条 レンタカーの貸渡期間中において天災その他不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能になった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

(中途解約)

第7条 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解除することがで

きるものとします。この場合の貸渡料金の返還はないものとします。

- 2 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故または故障により貸渡期間中に返還したときは、貸渡契約を解約したものとします。
- 3 前項によりレンタカーを返還したときは、当社は、第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

(借受条件の変更)

第8条 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾をうけなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1)貸渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有してないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡時の運転者が異なるとき。
- (5) 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
- (6)過去の貸渡しにおいて、第17条各号の掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (7)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。)において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (8) チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。
- (9)暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき
- (10) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若 しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき
- (11) 約款及び細則に違反する行為があったとき
- (12) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適応されなかった事実があったとき。
- (13) 過去の貸渡しにおいて、複数回又は20万以上の修理費を要する事故を引き起こしたとき

- (14) 過去の貸渡しにおいて、偽計若しくは威力を用いて当社の信用のき損又は業務の妨害があったとき
- (15) 別に明示する条件を満たしていないとき
- 2 前項の場合において借受人との間にすでに予約が成立していた時は予約の取り消しがあったものとして取り扱うものとします。

第3章 貸渡自動車

(開始日時等)

第10条 当社は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定める レンタカーを貸し渡すものとします。

(貸渡方法等)

- 第11条 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。
- 2 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。
- 3 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局陸連支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカー使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 5 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 6 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に変換する ものとします。

第4章 貸渡料金

第12条 当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局陸連

支局長へ届け出て実施している料金表によるものとします。

2 当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

(貸渡料金改定に伴う処置)

第13条 前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

第5章 責任

(定期点検整備)

第14条 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

(日常点検)

第15条 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路 運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

(借受人の管理責任)

第16条 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2 前項の管理責任は、レンタカーの引き渡しを受けたときに始まり、当社へ返還したときに終わるものとします。

(禁止行為)

- 第17条 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。
- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可を受けることなく、レンタカーを自動車運送業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2)レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (3)レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
- (4)当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は 他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
- (7)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第11条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- (8) 当社の承諾を得ることなくペットの乗車、喫煙、その他臭気・汚損による損害の恐れのある行為を行うこと。
- (9) レンタカーを日本国外に持ち出すこと
- (10) 放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等をレンタカー内に積載し使用すること。

(自動車貸渡証の携帯義務等)

第18条 借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車 貸渡証を携帯しなければならないものとします。

2 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社通知するものとします。

(賠償責任)

第19条 借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その 損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を 除きます。

第6章 自動車事故の処置等

(事故処理)

第20条 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーの係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。
- (2) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- (4)借受人の修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- 2 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
- 3 当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、

その解決に協力するものとします。

(補 償)

第21条 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第19条の損害賠償責任を別に定められた各車両ごとの限度内においててん補するものとします。

- 2 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人が負担します。
- 3 当社が第1項の対人補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、 借受人は直ちにその超過額を当社に弁済するものとします。
- 3 保険約款又は保証制度の免責事由に該当する場合には、第1項の定める保険金又は保証 金は支払われません。
- 4 保険金又は保証金が支払われない損害および第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 5 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、 直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 6 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は、貸渡料金に含みます。
- 7 下記に該当する違反があった際は損害保険そのものが適応されず、損害(当社の貸渡車両損害含む)は全て借受人又は運転者の負担とします。
- ・事故の大小にかかわらず、警察及び当社への届け出及び連絡がない場合
- ・警察の事故証明が取得できない場合
- ・貸渡期間を無断で延長した上で事故を起こした場合
- ・貸渡時に届け出の運転手以外の方が運転されて事故を起こした場合(又貸しも含む)
- ・運転中にシートベルト(助手席、後席を含む)を着用していなかった場合
- ・道路交通法に違反して使用した場合
- ・居眠り運転による事故の場合
- ・定員オーバーでの事故の場合
- ・当社に無断で事故相手と示談した場合
- ・薬物使用及び、酒気帯び運転による事故の場合
- ・無免許運転の場合(免許停止期間や運転できる自動車の種類に違反している場合も含む)
- ・お客様の所有・使用・管理する財物等の損害等

- ・店舗敷地内で車両や看板を破損した場合
- ・通常の使用用途以外で生じた事故・車体の損害(他社のけん引・車道以外を走行・各種テスト・競技・その他危険な運転など)
- ・車両管理を怠ったことによる被害・盗難、その他の事故について (キーの紛失、盗難によるものを含む)
- ・パンク・バーストやタイヤの損傷、ホイールキャップの紛失、破損(アルミホイール含む)
- ・飛び石などの飛来物によるガラスのひび・割れ・破損
- ・車内の汚損・装備品の紛失による損害
- ・チャイルドシートの取り付け不備による損害
- ・給油時の燃料種間違いにより生じた故障について
- ・その他貸渡約款の条項に違反して使用した故障について(自動車保険約款の免責事項を含む)
- ・その他補償の限度額を超えた損害
- ※補償を超えた額とは、補償範囲外のレッカー代(お客様都合による手配を含む)などその 他補償の範囲を超えた費用

(事故等の処置等)

第22条 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

- 2 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。
- 3 借受人は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。
- 4 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

(不可抗力事由のよる免責)

第23条 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害については借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これに生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

第7章 取消し、払戻し等

(予約の取消し等)

第24条 借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消料を支払うものとします。予約申込金の支払いがすでに行われている場合には、当社はこれを予約取消料として相殺できるものとします。

- 2 当社は、第2条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するものとします。
- 3 第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は予約申込金を返納するものとします。
- 4 当社及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前3項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

(中途解約)

第25条 借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に関わらず料金の返還は行われないものとします。

第26条 当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

- (1) 第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全額
- (2)第6条第1項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
- 2 前項の払戻しに当たっては、中途解約手数料その他受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

第8章返還

(レンタカーの確認等)

第27条 借受人は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

- 2 当社は、レンタカーの返還に当たって、借受人の立合いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。ただし、日没などの理由により確認が困難な場合は後日当社のみで確認を行うことができるものとします。
- 3 借受人は、レンタカーの返還に当たって、当社の立合いのうえ、レンタカー内に借受人 又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品につ いて責を負わないものとします。

(レンタカーの返還時期等)

第28条 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。

2 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長したときは、対応する超過料金を支払うものとします。

(レンタカーの返還場所等)

第29条 レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとします。ただし、第8条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。

- 2 借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
- 3 借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示 した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約金 を支払うものとします。

返還場所変更違約金=返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

(レンタカーが乗り逃げされた場合の処置)

第30条 当社は、借受人が貸渡期間満了のときから72時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所

在が不明等乗り逃げされたと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手段のほか、(社) 全国レンタカー協会への乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。

- 2 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。
- 3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第19条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の捜索に要した費用を負担するものとします。

(信用情報の登録と利用の合意)

第31条 借受人は、前項に該当することになったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が、(社)全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。

第9章 雜則

(消費税)

第32条 借受人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税(地方消費税を含む。) を別途当社に対して支払うものとします。

(遅延損害金)

第33条 借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときには、当社に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(契約の細則)

- 第34条 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則に定めることができるものとします。
- 2 当社は、別に細則に定めたときには、当社の営業所に掲示するものとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。又これを変更した場合も同様とします。
- 3 当社は、予告なく約款及び細側を改訂し又は約款の細側を別に定めることができるものとします。

(管轄裁判所)

第35条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

この約款は、2025年2月1日から施工します。